

御担当医様

富山短期大学 学生部 健康支援センター  
〒930-0193 富山市願海寺水口444  
TEL 076-436-5457(代)

貴院に受診しました本学の学生が、下記の出席停止の必要な学校において予防すべき感染症に該当する場合、「登校許可書」にご記入いただきたくお願い申し上げます。

### 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	病名	出席停止期間
第1種	下記※印	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	……特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	……解熱した後3日を経過するまで。
	水痘(水ぼうそう)	……すべての発疹が痂皮化するまで。
	風疹(三日ばしか)	……発疹が消失するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	……耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	……主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	……感染のおそれがないと認められるまで。
第3種	流行性角結膜炎	……感染のおそれがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎	……感染のおそれがないと認められるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	……感染のおそれがないと認められるまで。

※ 第1種の伝染病：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ

## 登校許可書

学生氏名:
病名:

上記の疾患で、令和 年 月 日から 月 日まで療養が必要でしたが、主要症状が消退し、伝染のおそれがないものと認めます。

登校許可日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医師名(自署)

印

(裏面 登校許可書をコピーして使用)